



登園許可証

_____組 _____園児名

_____年 _____月 _____日生

上記の者は下記の○印の園内感染症が軽快し、かつ、学校の場合は学校の保健安全法施行規制の基準により、幼稚園の場合は基準に準じて、感染症の予防上、支障が無いと認め年 _____月 _____日より登園を許可します。（但し、下記の基準に達した場合でも、園児の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登園を延期する事ができる。）

_____年 _____月 _____日

_____医師氏名

延命幼稚園長殿

記

○	病名	出席停止期間の基準
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	水疱瘡（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解毒した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	園医、その他の医師において感染のおそれなしと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	
	溶連菌感染症（いちご舌）	園医、その他の医師の判断による